

Weekly Report

第229号

平成25年 9月 2日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

<http://www.szk-accounting.jp/>

今月末までの契約が影響する経過措置

来年4月の消費税率引上げについては、経済指標などを踏まえて、安倍首相が10月上旬にも結論を出すこととなりますが、予定通り実施された場合、一定の取引は今月末までの契約等が経過措置(8%への引上げ後も5%を適用)の適用に影響します。

◆今月末までの契約等が要件となる取引

◎請負工事等……9月30日までに締結した工事の請負、製造の請負及びこれらに類する一定の契約(測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画及び立案、映画の製作、ソフトウェアの開発等)については、施行日(26年4月)後に目的物の引渡し等を行う場合でも旧税率を適用。

◎資産の貸付け……9月30日までに資産の貸付けに係る契約を締結しており、施行日前から引き続き貸付けを行っている場合、施行日後も旧税率を適用。ただし、契約内容が一定要件(貸付期間及び対価が定められている等)に該当する場合には限られます。

◎予約販売に係る書籍等……9月30日までに締

結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約により譲渡される書籍等の対価は、施行日前に領収している部分について旧税率を適用。

◎通信販売……9月30日までに販売価格等の条件を提示、又は提示する準備を完了しており、施行日前に申込みを受けている場合、施行日後に提示した条件に従って販売する商品は旧税率を適用。

◎その他……*指定役務(冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供等)に係る一定の契約に基づき提供されるサービス、*有料老人ホームに係る一定の終身入居契約に基づき提供されるサービス(入居一時金に対応する部分)。

9月のチェックポイント

*7月に提出した、健保・厚年の算定基礎届に基づく新標準報酬は9月分(10月末納付分)から。

*厚生年金保険料率が9月分から17.12%(現行16.766%)に上げられるので、新標準報酬とともに新保険料額を賃金台帳等に転記し、従業員の皆様にも通知しておきます。

*8月30日～9月5日は防災週間。災害に備えるとともに、被災時に事業を継続するための対策を。

*9月21日～30日は全国交通安全運動。車両の点検・整備、保険の確認、安全運転の徹底を。

「経済センサス活動調査」の確報結果

昨年2月に全事業所を対象として初めて実施された「経済センサスー活動調査」の結果によると、企業数は412万8216企業(法人195万2954、個人217万5262)で、売上高は1336兆9524億円、付加価値額は245兆3730億円でした。

産業大分類別でみると、売上高では「卸売業・小売業」が415兆2623億円、付加価値額では「製造業」が56兆4977億円で最も多くなっています。

なお、産業小分類別による各項目のトップは、事業所数が「専門料理店(日本料理店、ラーメン店など)」、従業者数は「老人福祉・介護事業」、売上高は「自動車・同附属品製造業」、付加価値額は「病院」となっています。